

保護者のみなさまへ

臨時休業に伴う 留守家庭子ども会入会について

臨時休業の措置が急遽決定した状況を踏まえて、3月2日（月）から3月24日（火）の間に限り、入会要件を一部緩和します。下記内容は臨時休業期間のみの取扱いとなります。

○「令和2年3月2日（月）から3月24日（火）」の開設時間について

平日：8時から17時（就労等の必要に応じて19時まで延長あり）

土曜日：8時から18時

○入会要件について

次の(1)から(3)までの条件を全て満たす場合に申込みができます。

(1) 福岡市に住んでいる児童

(2) 小学校に在学している児童

(3) 保護者や同居する方の全員が、仕事をしていることが1か月15日以上あり、ご家庭で適切な保護が受けられない児童。※その他、病気、障がい等も入会の要件となります。

○提出書類について(各種様式のダウンロードは、[臨時休業に伴う留守家庭子ども会入会](#)で検索してください。)

①入会申込書

②保護者等の状況（入会要件）を確認する書類（就労証明書等）

※15歳以上65歳未満の同居の方（中学生・高校生を除く）は、保護者と同様に全員提出が必要です。

③減免を申請される場合の書類

→①は入会日当日までに提出してください。緊急対応のため、②と③の書類は後日の提出で構いませんが、できる限り早めに提出してください。②と③の書類を確認し、入会要件や減免の要件に該当しないことが分かった場合は、その時点で、退会や減免対象外となります。

退会となった場合も、利用された月の利用料は必要となります。

○注意点

- ・上記の入会要件で入会される方につきましては、臨時休業期間の3月24日までの入会となります。
- ・留守家庭子ども会利用料は、月の途中で入会・退会した場合でも、1か月分全額必要です。
- ・子ども会活動中のけがや発病した場合の治療費は保護者の負担となります。負担軽減のため、留守家庭子ども会での「スポーツ安全保険」への加入をお願いしておりますが、加入手続きには数日かかるため、適用まで数日要する可能性があります。
- ・その他、留守家庭子ども会についての情報は、子ども会で配布している「令和2年度入会のご案内」もしくは、福岡市ホームページをご覧ください。

筑紫丘小学校留守家庭子供会：561-7701

入会申込やお問い合わせについて

入会申込やお問い合わせは、申込先の子ども会へお願いします。混雑緩和のため、

2月29日(土)9時～17時、3月1日(日)9時～13時までの間にお問い合わせやお手続きをお願いします。